

**防府市クリーンセンター整備・運営事業
に関する基本契約書(案)**

平成 21 年 7 月 10 日

防府市

防府市クリーンセンター整備・運営事業に関する基本契約書(案)

防府市クリーンセンター整備・運営事業(以下「本件事業」という。)に関して、発注者である防府市(以下「甲」という。)は、代表企業、[EPC マネジメント企業を想定]、[バイオガス化施設の設計・施工を行う企業]、[焼却施設の設計・施工を行う企業]、[O&M マネジメント企業]及び[リサイクル施設の設計・施工を行う企業]から構成される[●]グループ(以下「●グループ」という。)との間で、本件事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約(以下「この基本契約」という。)を締結する。

※代表企業及び他の構成企業については、実際の優先交渉権者の提案内容に従います。

前文

甲は、山口県防府市大字新田に所在する土地に、防府市クリーンセンターを整備し、これを運営することにした。

甲は、防府市クリーンセンターの整備及び運営に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に則って、その効果を最大限に発揮するため、整備及び運営に係る業務を一体の事業として民間の事業者が発注することとした。

甲は、公募プロポーザルにより事業者の募集を実施し、[●]グループを優先交渉権者として選定した。

甲と[●]グループは、かかる経緯のもと、次のとおり本件事業に関する基本的な事項についてこの基本契約を締結する。

(目的及び解釈)

- 第1条 この基本契約は、甲及び優先交渉権者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 この基本契約に定義されていない用語については、別紙1の定義集に定義された意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第2条 甲は、本件事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 優先交渉権者は、本件事業が公共性を有することを十分に理解し、本件事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

- 第3条 本件事業の事業日程については別紙2に示す。
- 2 建設期間は、建設工事請負契約の本契約締結の日から、平成27年3月31日(以下「建設工事完了日」という。)までとする。ただし、建設工事請負契約の規定により変更されることがある。
- 3 運営期間は、平成26年4月1日から、平成46年3月31日(以下「運営完了日」という。)までの20年間とする。ただし、運営業務委託契約の規定により変更されることがある。
- 4 本件事業の事業期間は、この基本契約締結のときから運営完了日までとする。
- 5 本条及び別紙2の事業日程については、この基本契約の当事者全員の合意により変更できるものとする。

(契約金額)

- 第4条 この基本契約に基づいて締結する各契約の契約金額の合計は金●円(消費税を含む。)であり、その内訳は次に示すとおりである。
- (1) 建設工事請負契約 金●円(消費税を含む。)
- (2) 運営業務委託契約 金●円(消費税を含む。)
- 2 この基本契約の当事者は、前項に掲げる各契約の契約金額は、当該契約の条項に従い変更されることがあり、かかる変更に応じて各契約の合計金額も変更することを予め了承する。

(運営業務の実施主体)

- 第5条 優先交渉権者は、会社法(平成17年法律第86号)に従い、運営業務の実施のみを目的とし、次に掲げる条件を満たす株式会社(以下「運営事業者」という。)を設立するものとする。

- (1) 運営事業者の所在地は、山口県防府市とすること。
- (2) 設立当初から会社法第 326 条第 2 項に従い監査役を設置に関する定款の定めをおいていること。
- (3) 会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項に関する定款の定めをおいていないこと。
- (4) この基本契約締結時の事業者の株式の保有は別表 1 に記載するとおりであること。
※ 優先交渉権者の提案に基づき別表 1 に記載します。ただし、代表企業の保有割合は 100 分の 50 を超えることとします。また、提案書に記載された構成員以外の者の株式保有を認めることとします。
- (5) 運営事業者の資本金は別表 1 に掲げる金額であること。

(株主の誓約)

第 6 条 優先交渉権者のうち構成員は、この基本契約が効力を失うまでの期間において、次の事項を甲に対して誓約し、遵守する。

- (1) 構成員の運営事業者株式の保有割合及び運営事業者の資本金額については、別表 1 のとおりとし、必要な新株を引き受けること。ただし、甲の承諾を受けたときは、この限りでない。
- (2) 甲の事前の承諾なくしてその保有する運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (3) 前 2 号の甲の承諾を受けた場合でも、優先交渉権者の代表企業である[●](以下「代表企業」という。)の株式保有割合は、100 分の 50 を超えるものとする。
- (4) 構成員以外の者が運営事業者の株式を保有するときは、その者をして、甲の事前の承諾なくしてその保有する運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないことを誓約させ、別紙 5 のひな型による誓約書を作成させて甲に提出させなければならない。

(役割分担)

第 7 条 本件事業の実施において、優先交渉権者を構成する各当事者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、別表 2 に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- 2 設計・施工等業務及び運営業務を実施するための優先交渉権者側の契約構造は別紙 4 に定めるとおりとする。
- 3 運営事業者から本件処理施設のプラント部分の修繕(改造を含む。)を担当する企業(以下、本条で「修繕担当企業」という。)は、本件処理施設が要求水準書及び設計図書で定められた性能を運営期間にわたり保持するために必要となる修繕の全てを一括して、あらかじめ定められた金額で実施することを請け負うものとする。
- 4 前項の「あらかじめ定められた金額」とは、修繕にかかる契約締結時に定められた金

額で、運營業務委託契約に定める処理委託費が変更される場合又は運營業務委託契約上甲が増加費用(改造費用を含む。)若しくは損害賠償義務を負担する場合のみ、その範囲内において変更することができるものをいう。

- 5 修繕担当企業は、運營業務者と本件処理施設の修繕にかかる契約を締結する前に、その契約書案を甲に示して内容の確認を受けるものとし、契約締結後速やかに、契約書の写しを添付して契約締結を甲に報告しなければならない。
- ※ 第7条第3項及び第4項については、運營業務者に修繕にかかる費用の増加リスクを負担させない内容で、第7条第3項及び第4項に示した内容と同等の代替案を優先交渉権者が提示し、市も当該代替案を適当と認めたときは、当該代替案の内容に変更するものとします。

(当事者が締結すべき契約)

- 第8条 甲と建設請負事業者(甲と本件処理施設の建設工事請負契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、この基本契約及び公募説明書等に基づき、建設工事請負契約を締結する。
- 2 甲と運營業務者は、この基本契約及び公募説明書等に基づき、運營業務委託契約を締結する。

(設計・施工等業務)

- 第9条 設計・施工等業務の概要は、基本設計図書に定めるとおりとする。
- 2 建設請負事業者は、甲との建設請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、別途合意がある場合を除き、引渡予定日までに本件処理施設を完成させ、甲に引き渡すものとし、また、建設工事完了日までに解体・撤去業務を完了する。
 - 3 設計・施工等業務の請負代金(消費税を含む。以下「請負代金」という。)は、建設請負契約に定める。
 - 4 設計・施工等業務に係る契約条件の詳細は、建設工事請負契約による。

(本件処理施設の運營業務)

- 第10条 本件処理施設の運營業務に係る業務の概要は、基本設計図書に定めるとおりとする。
- 2 運營業務者は、運營業務委託契約締結後、運営期間開始までに、本件処理施設の運営準備業務を実施し、運営期間において運營業務を実施する。
 - 3 運營業務に係る処理委託費は、運營業務委託契約に定める。
 - 4 運營業務者は、運營業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
 - 5 本件処理施設の運營業務に係る契約条件の詳細は、運營業務委託契約による。

(運営事業者の支援等)

第 11 条 代表企業は、運營業務委託契約に基づく運営事業者の甲に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証するものとし、この基本契約書添付の別紙 3 に定める様式の保証書を甲と運営事業者が運營業務委託契約を締結すると同時に甲に提出するものとする。

- 2 前項の保証の額の上限は、甲が保証債務の履行を請求した日が属する事業年度の処理委託費(固定費及び変動費の総額で、変動費は計画処理量により算出する。)の 5 分の 1 に相当する金額(平成 21 年度から平成 24 年度までの事業年度については平成 25 年度の処理委託費の総額の 10 分の 1 に相当する金額とする。以下、本条で「保証上限額」という。)とする。なお、甲の保証債務の履行請求のときにおいて、当該請求のときまでに甲の保証債務履行の請求に基づき代表企業が支払った金額(保証債務の履行が二回以上のときは、その合計額)は、当該保証債務に係る債務が代表企業の故意又は過失若しくは運営事業者と代表企業間の契約において代表企業の責めに帰すべき事由により発生したもの及び保険により若しくは第三者(運営事業者を含む。)から履行した保証債務について填補されているものを除き、保証上限額から控除する。

(経営計画等の報告)

第 12 条 優先交渉権者は、運営事業者をして、経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の 6 ヶ月前までに、翌事業年度の経営計画を甲に提出させなければならない。

- 2 優先交渉権者は、運営事業者をして、経営の健全性及び透明性を確保するために、運営期間中、運営事業者の会計監査人及び監査役が監査を行った計算書類並びにその附属書類を、運営事業者の毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に甲に提出しなければならない。
- 3 代表企業、[EPC マネジメント企業]及び[O&M マネジメント企業]は、会社法上要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該企業の毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に甲に提出しなければならない。なお、当該企業が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を甲に提出するものとするが、当該企業の親会社(会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。)が会計監査人設置会社であるときは、当該企業を連結対象とする親会社が会社法上要求される計算書類及びその附属明細書の写しを提出すれば足りるものとする。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第 13 条 甲及び優先交渉権者は、他の当事者の承諾なくこの基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第 14 条 この基本契約の各当事者は、この基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この基本契約の当事者は、事由の如何を問わず建設工事請負契約又は運營業務委託契約が締結に至らなかった場合、第 16 条の適用がある場合を除き、既に各当事者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持義務)

第 15 条 甲及び優先交渉権者は、この基本契約上の履行に関し他の当事者から秘密として提供を受けた機密情報を、相手方又は甲の代理人及びアドバイザー以外の第三者に漏洩してはならず、この基本契約及び本件事業の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の秘密を知る前に既に自ら保有していた場合、相手方の秘密を知った後自らの責めによらないで公知となった場合、相手方の秘密を知った後正当な権利を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、法令等に基づき機密情報の開示が求められる場合、又は相手方の同意がある場合は、この限りではない。

(談合その他不正行為による解除)

第 16 条 甲は、優先交渉権者又はそのいずれかの構成企業が優先交渉権者の選定に関して次の各号のいずれかに該当したときは、この基本契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ、同条第 6 項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
- (2) 独占禁止法 50 条第 1 項の納付命令を受け、かつ、同条第 4 項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
- (3) 独占禁止法第 52 条第 4 項の規定により審判請求を取り下げたとき。
- (4) 独占禁止法第 66 条第 1 項から第 3 項までに規定する審決(同条第 3 項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項の規定する期間内に提起しなかったとき。
- (5) 独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (6) 当該企業又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は第 198 条の刑が確定したとき。

2 甲は、優先交渉権者又はそのいずれかの構成企業が優先交渉権者の選定に関して前項各号のいずれかに該当したときは、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。

- 3 優先交渉権者は、優先交渉権者又はそのいずれかの構成企業が、第1項各号のいずれかに該当するときは、第4条に掲げる契約の契約金額(変更契約をしている場合は変更後の契約金額。以下同じ。)の合計額の10パーセントに相当する額を、損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。本件処理施設の建設工事が完了した後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第1項第1号から第5号までに掲げる場合において、命令又は審決の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。
- 4 前項の場合において、優先交渉権者の構成企業は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲のその超過分についての請求を妨げるものではない。
- 6 第3項の場合において、優先交渉権者が甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、[法定率]の割合で計算した額の遅延利息を優先交渉権者から徴収する。

(管轄裁判所)

第17条 甲及び優先交渉権者は、この基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、山口地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(この基本契約の有効期間)

第18条 この基本契約の有効期間は、締結の日から運營業務委託契約の終了の日までとする。ただし、この基本契約締結後に、建設工事請負契約又は運營業務委託契約が締結に至らなかったときは、この基本契約は終了する。

(準拠法及び解釈)

第19条 この基本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 この基本契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、この基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 この基本契約の変更は書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第20条 この基本契約に定めのない事項については、甲及び優先交渉権者が別途協議し

て定めることとする。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
(契約日)平成[]年[]月[]日

防府市

防府市長 松浦 正人

優先交渉権者

(代表企業)

[住所]

[氏名]

(構成員)

[住所]

[氏名]

(構成員)

[住所]

[氏名]

(協力企業)

[住所]

[氏名]

(協力企業)

[住所]

[氏名]

(協力企業)

[住所]

[氏名]

定義集

- (1) 「異常事態」とは、本件処理施設の運転において、運營業務委託契約に規定される本件性能要件、要監視基準値又は停止基準値のいずれかについて未達の事態をいう。
- (2) 「運營業務委託契約」とは、基本契約の規定に基づき、甲と運営事業者が本件処理施設の運營業務の委託に関して締結する、防府市クリーンセンター整備・運営事業に関する運營業務委託契約をいう。
- (3) 「運営保証対象額」とは、各事業年度において適用される処理委託費(変動費は計画処理量により算出する。)の当該事業年度における総額の 5 分の 1 に相当する金額をいう。なお、平成 22 年度から平成 25 年度までの運営保証対象額は、平成 26 年度の運営保証対象額の 10 分の 1 に相当する金額とする。
- (4) 「運転停止」とは、本件処理施設の全部又は一部が、計画に基づいた点検・補修以外の事由により、運転を停止した状態をいう。
- (5) 「運転マニュアル」とは、本件処理施設の運転、保守及び管理の手順、操作方法等が詳細に記載されたマニュアルをいう。
- (6) 「運用開始予定日」とは、平成 26 年 4 月 1 日をいう。
- (7) 「応募書類」とは、本件事業の公募プロポーザルにおいて、優先交渉権者として選定された●グループが提出した応募書類一式をいう。
- (8) 「汚泥」とは、浄化センター及び防府市クリーンセンター内のし尿処理施設で発生する汚泥をいう。
- (9) 「汚泥有効利用施設」とは、汚泥の有効利用を行うための施設をいう。
- (10) 「可燃ごみ処理施設」、「選別施設」、「焼却施設」、「バイオガス化施設」及び「リサイクル施設」はそれぞれ、要求水準書で規定される可燃ごみ処理施設、選別施設、焼却施設、バイオガス化施設及びリサイクル施設をいう。
- (11) 「機械的完成」とは、本件処理施設のうちプラント部分が完成し、試運転を実施するに足る施設が完成したことをいう。
- (12) 「基本契約」とは、防府市クリーンセンター整備・運営事業に関する基本契約をいう。
- (13) 「基本設計図書」とは、要求水準書、公募説明書等(関連する質問回答を含む。)及び応募書類をいう。
- (14) 「計画ごみ質」とは、要求水準書 6(2)イ(イ)及び 6(3)ウに示される計画ごみ質をいう。
- (15) 「計画処理量」とは、要求水準書 6(2)イ(ア)及び 6(3)イに示される各事業年度の処理対象物の処理量(3,200 トン/年の災害ごみを除く。)をいう。
- (16) 「建設工事請負契約」とは、基本契約に従って、甲と建設請負事業者が本件処理施設の設計及び建設工事等の請負を目的として締結する、防府市クリーンセンター整備・運営事業に関する建設工事請負契約をいう。

- (17)「構成員」とは、優先交渉権者のうち●、●及び●をいう。
- (18)「公募説明書等」とは、甲が本件事業の事業者募集のための公募プロポーザルに関して公表した公募説明書(甲が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。)及び質問回答(ただし要求水準書及び契約書案に関するものを除く。)をいう。
- (19)「固定費」とは、処理委託費のうち、処理対象物の処理量に関係なく甲が運営事業者を支払うものをいう。
- (20)「試運転」とは、建設工事請負契約及び要求水準書に従って実施される、本件処理施設の試運転をいう。
- (21)「事業年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。
- (22)「事業用地」とは、本件事業を実施すべき場所で、要求水準書添付資料1に示される土地をいう。
- (23)「実施設計図書」とは、建設工事請負契約及び要求水準書に従って建設請負事業者が作成して甲の承諾を受けた、本件処理施設に係る実施設計図書をいう。
- (24)「消費税」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める地方消費税をいう。
- (25)「処理委託費」とは、運営事業者が本件処理施設の運営業務を実施した対価として、甲が運営業務委託契約に従い運営事業者を支払う金額(消費税を含む。)をいう。
- (26)「処理対象物」とは、要求水準書に規定する本件処理施設の受入対象物をいう。
- (27)「成果物」とは、応募書類、実施設計図書その他建設工事請負契約又は運営業務委託契約に基づいて建設請負事業者又は運営事業者が甲に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (28)「設計図書」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- (29)「着工」とは、事業用地において本件処理施設の建設工事の作業を開始することをいう。
- (30)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象(ただし、要求水準書又は設計図書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。)のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
- (31)「副生成物」とは、ごみ焼却施設における処理対象物の処理に伴ってごみ焼却施設から発生する副生成物(主灰、メタル・スラグ、飛灰)をいう。
- (32)「付属部分」とは、本件処理施設のうちプラント部分以外の部分をいう。
- (33)「プラント部分」とは、本件処理施設のうち処理対象物の処理を行うために必要かつ不可欠な施設及び設備をいう。
- (34)「変動費」とは、処理委託費のうち、処理対象物の処理量に応じて甲が運営事業者を支払うものをいう。
- (35)「法定率」とは、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第35条第1

号及び国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 337 号)第 36 条及び第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率(法定率が適用される時点で有効なもの)をいう。

(36)「法令等」とは、法律、政令、省令、条例等をいう。

(37)「本件処理施設」とは、要求水準書に従い建設請負事業者が建設する可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設(作業ヤード等の付帯施設を含む。)をいう。

(38)「優先交渉権者」とは、本件事業に係る公募プロポーザルにおいて優先交渉権者として選定された●グループ又は●グループを構成する企業の全てをいう。

(39)「要求水準書」とは、甲が本件事業の事業者公募プロポーザルにおいて公表した防府市クリーンセンター整備・運営事業要求水準書及びこれに係る質疑回答をいう。

別紙 2

事業日程

- 1 特別目的会社の設立：●
- 2 基本契約の締結：●
- 3 建設請負契約，運營業務委託契約の締結：●
- 4 本件処理施設建設工事の着工：●
- 5 本件処理施設工事の竣工，引渡：平成 26 年 3 月
- 6 解体工事終了：平成 27 年 3 月
- 7 運營業務開始：平成 26 年 4 月
- 8 運營業務終了：平成 46 年 3 月

防府市

防府市長 松浦 正人 様

保証書

[代表企業](以下「保証人」という。)は、防府市クリーンセンター整備・運営事業(以下「本件事業」という。)に関連して、保証人が代表企業であるところの[●]グループが防府市(以下「甲」という。)との間で平成 22 年●月●日に締結した防府市クリーンセンター整備・運営事業に関する基本契約書(以下「基本契約」という。)に基づいて、この保証書を提出する。なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、基本契約において定められたものと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第 1 条 保証人は、運營業務委託契約に基づく運営事業者の甲に対する損害賠償債務及び違約金支払債務(以下、まとめて「主債務」という。)の履行を、運営事業者と連帯して保証する。

(通知義務)

第 2 条 甲は、工期の変更、延長、工事の中止その他運營業務委託契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、甲による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

(履行の請求)

第 3 条 甲は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、甲が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(保証の上限)

第 4 条 第 1 条の保証の額の上限は、甲が保証債務の履行を請求した日が属する事業年度の処理委託費の総額(固定費及び変動費の総額で、変動費は計画処理量により算出

する。)の 20 パーセントに相当する金額(以下、本条で「保証上限額」という。)とする。なお、甲の保証債務の履行請求のときにおいて、当該請求のときまでに甲の保証債務履行の請求に基づき保証人が支払った金額(保証債務の履行が二回以上のときは、その合計額)は、当該保証債務に係る債務が保証人の故意又は過失若しくは運営事業者と保証人間の契約において保証人の責めに帰すべき事由により発生したもの及び保険により若しくは第三者(運営事業者を含む。)から履行した保証債務について填補されているものを除き、保証上限額から控除する。

(保証人の表明)

第 5 条 保証人は、この保証書に基づく保証をすることが運営事業者の株主を当事者とする株主間契約に規定されていることを表明する。

(求償権の行使)

第 6 条 保証人は、甲の同意がある場合を除き、運營業務委託契約に基づく運営事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことに、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第 7 条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第 8 条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 9 条 本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈するものとする。

以上の証として本保証書が 2 部作成され、保証人はこれに署名し、1 部を甲に差し入れ、1 部を自ら保有する。

平成●●年●月●●日

保証人

別紙 4

契約構造

1 設計・建設等業務実施の契約構造

2 運営業務実施の契約構造

別紙 5

誓約書

平成 年 月 日

防府市

防府市長 松浦 正人 様

当社は、防府市クリーンセンター整備・運営事業に関し、運営事業者である[SPC]の株式●株を保有するにあたり、当該株式について、同事業の終了までの間、貴市の事前の承諾なくして譲渡、担保権設定及びその他一切の処分を行わないことを、ここに誓約いたします。

[提出者住所]

[提出者名称] 印

別表 1

運営事業者の資本金及び株主構成

1. 設立時

事業者の資本金の額 【〇〇〇〇】 円

事業者の発行済株式の総数 【〇〇〇〇】 株

出資者（代表企業）

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】 円

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株

引き受ける株式の種類 【〇〇〇〇】 株式

出資者（構成員）

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】 円

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株

引き受ける株式の種類 【〇〇〇〇】 株式

出資者（構成員）

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】 円

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株

引き受ける株式の種類 【〇〇〇〇】 株式

※ 応募書類の内容に基づいて記載します。

2. その後の資本金及び株主構成

※ 応募書類の内容に基づき上記 1. の記載例に従って記載します。

別表 2

構成企業の役割分担

企 業	役 割
代表企業	
EPC マネジメント企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次審査申請時に申請した管理技術者(取りまとめ責任者)を設計・施工等業務において専任で配置すること。 ・ 設計・施工等業務において選別施設, バイオガス化施設, 焼却施設, リサイクル施設の設計・施工の一体的な取りまとめを責任をもって行い, 甲との連絡窓口を担うこと。 ・ 選別施設, バイオガス化施設, 焼却施設, リサイクル施設の各々の単体機器調整, 負荷試運転, 四施設を連携させての定格処理試運転, 引渡性能試験及び立上げにおいて, 取りまとめ責任者として管理すること。 <p>(その他, 提案による業務を記載)</p>
O&M マネジメント企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次審査申請時に申請した管理技術者(取りまとめ責任者)を教育訓練期間から性能保証期間終了後 1 年以上にわたって専任で配置すること。 ・ 教育訓練期間から性能保証期間終了後 1 年以上にわたって, 選別施設, バイオガス化施設, 焼却施設, リサイクル施設の教育訓練, 試運転, 性能試験, 運營業務の一体的な取りまとめを責任をもって行い, 甲との連絡窓口を担うこと。 <p>(その他, 提案による業務を記載)</p>

(※ 提携内容に従い記載します。)